四日市市契約施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年７月３１日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市規則第６５号

四日市市契約施行規則の一部を改正する規則

四日市市契約施行規則（昭和３９年四日市市規則第１２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（契約の締結） 第１４条　契約の相手方は、市長が締結の時期を別に指定した場合のほか契約を締結する旨の通知を受けた日から５日以内（四日市市の休日を定める条例（平成元年四日市市条例第７号）第１条に規定する市の休日は除く。）に契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を提出しなければならない。	（契約の締結） 第１４条　契約の相手方は、市長が締結の時期を別に指定した場合のほか契約を締結する旨の通知を受けた日から５日以内（四日市市の休日を定める条例（平成元年四日市市条例第７号）第１条に規定する市の休日は除く。）に契約書を提出しなければならない。
２及び３　（略）	２及び３　（略）
４　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年四日市市条例第１２号）第２条及び第３条に規定する契約を締結しようとするときは、市長は、議会の議決を経た後に当該契約を締結する旨を契約の相手	４　議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年四日市市条例第１２号）第２条及び第３条に規定する契約を締結しようとするときは、市長は、議会の議決を経た後に当該契約を締結する旨を契約の相手

方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書(当該仮契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)を交付するものとする。	方に告げ、かつ、その旨を記載した仮契約書を交付するものとする。
(請書及び契約書の省略) 第１４条の２　市長は、次の各号に掲げる場合においては、前条第１項の規定による契約書に代えて請書(当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)によることができる。 (1)及び(2)　(略) ２　(略)	(請書及び契約書の省略) 第１４条の２　市長は、次の各号に掲げる場合においては、前条第１項の規定による契約書に代えて請書によることができる。 (1)及び(2)　(略) ２　(略)

附　則

この規則は、令和８年８月１日から施行する。

(総務部調達契約課)